国民健康保険からのお知らせ

70歳未満の方の医療機関で支払う自己負担限度額が変更になります

同じ月にかかった医療費が高額となった場合、申請することにより、自己負担限度額を超えた額については、高額療養費として払い戻されます。

平成27年1月から70歳未満の方の自己負担限度額が左の表のとおり変更となります。

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

■平成26年12月まで

区分	3回目まで	4回目以降（過去12か月間）
上位所得者（※1）	150,000円＋（医療費の総額－500,000円）×1%	83,400円
一般	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1　上位所得者とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯のことです。

■平成27年1月から

区分	3回目まで	4回目以降（過去12か月間）
旧ただし書所得（※2）901万円超	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1%	140,100円
旧ただし書所得（※2）600万円～901万円以下	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1%	93,000円
旧ただし書所得（※2）210万円～600万円以下	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%	44,400円
旧ただし書所得（※2）210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※2　旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額のことです。

❖払い戻しには申請が必要

自己負担限度額を超えて支払いをした方は、高額療養費の申請をすることで、限度額との差額分を払い戻します。

次の物を持参して、市総合窓口課までお越しください。

・健康保険証
・領収書
・印鑑
・世帯主名義の金融機関の振込先が分かるもの

問い合わせ／市総合窓口課保険年金グループ　☎23－6410

児童扶養手当よりも低額な公的年金等を受給している場合 差額分が受給できるようになります

現在、公的年金等（老齢年金・障害年金・遺族年金等）を受給している方は、児童扶養手当の申請ができませんが、法律改正により、12月1日から、児童扶養手当よりも低額の公的年金等を受給している場合は、その差額分を受給できるようになります。

公的年金等を受給しており、下記の児童扶養手当受給要件に該当している方は、対象となる場合がありますので問い合わせください。

❖児童扶養手当の受給要件は次のとおりです。

次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、または養育者

・父母が婚姻を解消した児童
・父または母が死亡した児童
・父または母が重度の障がいにある児童
・父または母の生死が明らかではない児童
・父または、母から1年以上遺棄されている児童
・父または、母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
・父または母が1年以上拘禁されている児童
・婚姻によらないで生まれた児童
・遺棄などで父母がいるかいないか明らかではない児童

問い合わせ／市こども課子育てグループ　☎23－6529

遺児の健全な育成を支援します！ 災害遺児手当制度

災害遺児手当とは、交通事故、海難事故などによって生計の中心となる方が亡くなった場合に、遺児の健全な育成の助長及び福祉向上のために、遺児の保護者に支給される手当です。

❖支給には申請が必要です

次の書類等を持参して、市こども課窓口までお越しください。

・受給資格認定申請書
・災害（事故）証明書
・住民票謄本
・遺児の扶養に関する申立書　など

※災害遺児手当は中学校卒業まで支給されます。

支給額／
・乳幼児及び小学生　月額3，000円
・中学生　月額5，000円

支給月／上半期、下半期分として、半年分を9月と3月に支給します。

問い合わせ／市こども課子育てグループ　☎23－6529

都市計画マスタープラン改定案へ意見を募集！

市では、稚内市都市計画マスタープランの改定作業を進めており、改定案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

応募方法／
「稚内市都市計画マスタープラン改定案に対する意見書」に記入し、直接持参するか、郵送、FAX、メールで市都市整備課まで提出してください。

応募期間／11月10日（月）～12月12日（金）

資料の入手方法／
改定案または意見募集要領等の資料は、市都市整備課、市役所1階受付、宗谷・沼川各支所で閲覧及び配布を行っているほか、市ホームページで見ることができます。
http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/group/group_25.html

申し込み・問い合わせ／
市都市整備課都市計画グループ
〒097－8686　中央3丁目13番15号
☎23－6460　FAX24－2719　✉toshiseibi@city.wakkanai.hokkaido.jp